

# 公共事業再評価調書

担当部課室名	県土整備部 河川砂防課	電話番号	0 1 7 - 7 3 4 - 9 6 6 4
		E - MAIL	KASENSABO @ags.pref.aomori.jp

再評価実施要件	未着工	長期継続 ( 年 )	再評価後 ( 5年 )	その他 ( )
---------	-----	------------	-------------	---------

## 1 事業概要

事業種別	治水ダム建設事業	事業主体	県	市町村	その他 ( )		
事業名	中村治水ダム建設事業	地区名等	-	市町村名	鱒ヶ沢町・岩木町		
事業方法	国庫補助 県単独	財源・負担区分	国 50%	県 50%	市町村 % その他 %		
採択年度	実施計画調査採択 S56 年度 (用地着手 - 年度 / 工事着手 - 年度)						
終了予定年度	H28 年度 ( 年 月計画変更 当初計画時 年度 )						
事業目的	・洪水調節：ダム地点の計画高水流量485m <sup>3</sup> /sのうち300m <sup>3</sup> /sの洪水調節を行い、中村川沿川住民の生命や財産を洪水被害から守る。 ・既得用水の安定化及び河川環境の保全：ダムからの流水の補給により、既得用水等の安定取水、流水の清潔の維持等を行い、河川が本来有している機能の維持と増進を図る。						
主な内容	ダム型式：重力式コンクリートダム、総貯水容量：18,000千m <sup>3</sup> 、湛水面積：127ha、堤高：57.5m、堤頂長：486.0m 堤体積：471,000m <sup>3</sup>						
事業費(推算値)	再評価時総事業費 12,600 百万円 (推算値) (単位:百万円)						
		~12年度	13年度	14年度	15年度	小計	16年度~ 合計
	計画 (うち用地費) 年月変更	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	36,700 (4,679)
	実績 (うち用地費)	976 (0)	50 (0)	30 (0)	10 (0)	1,066 (0)	35,634 (4,679) 36,700 (4,679)

## 2 評価指標及び項目別評価

### (1) 事業の進捗状況

A ・ (B) ・ C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)	計画全体に対する進捗 2.9% [ / ] (0%) [ / ]	年次計画に対する進捗 % [ / ] ( ) [ / ]
	主要工種毎割合 (事業費)	本工事費 (27,345百万円)	0%
		測量及び試験費 (3,435百万円)	29.4%
		用地及び補償費 (4,679百万円)	0%
説明	・当ダムは、当初東北農政局が「国営総合かんがい排水事業鱒ヶ沢東部地区」事業として着手し、その後青森県が治水参加したものであるが、かんがい事業との調整(かんがい事業は平成10年度に廃止)に時間を要した。 ・当ダム事業は、これまで本体着工を目指し、地質調査及び環境調査等を主な業務として実施していることから、計画全体に対する事業費ベースの進捗率は低いものとなっている。		
問題点・解決見込み	・現計画ダムサイトは、右岸部に分布する崖堆積物の処理と貯水池内地滑り対策が課題となっていることから、引き続き地質調査を行うものとする。 ・この内、費用対効果に大きく影響を与える貯水池内地滑りについては、平成13年度から現地動態調査を行っており、必要な現地調査を終了次第、対策工の概要を取りまとめる予定である。		
事業効果発現状況	-		

### (2) 社会経済情勢の変化

A ・ (B) ・ C

社会的評価	全国・本県における評価	[全国の評価] ・長野県知事の「脱ダム宣言」や川辺川ダムの建設など、全国的にダム建設に関して厳しい論調が展開されている。	[県内の評価]
	当地区における評価	-	
必要性	当ダムは、当初東北農政局が「国営総合かんがい排水事業鱒ヶ沢東部地区」事業として着手し、昭和56年度に青森県が治水参加したもので、その後かんがい事業は社会情勢の変化から平成10年度に廃止されたが、以下の諸点から依然として治水ダム事業は必要と考えられる。 ・中村川沿川では、昭和33年に浸水家屋300戸、農地冠水420haの洪水被害があり、その後も昭和50年、52年、55年、56年と洪水被害を被っており、近年でも平成2年9月には家屋の浸水が発生している。 ・中村川の現況流下能力は310m <sup>3</sup> /sで、計画規模1/30に対し1/5(5年に一度の洪水被害発生確率がある)程度の治水安全度となっており、1/30の降雨により洪水が発生すると沿川約660世帯が浸水し、国道101号、JR五能線が不通となるなど、住民の生活に及ぼす影響は多大なものとなる。このため、計画規模の1/30まで治水安全度を上げる必要がある。 ・中村川沿川は、耕地として高度に利用され、また下流部は市街地であるため住家が密集し用地の再取得は極めて困難であり、河道幅幅による再改修は不可能である。 ・中村川の河川維持流量は、既得用水、河川環境等を勘案し検討した結果、利水基準点(間木地点)において0.897m <sup>3</sup> /sが必要となる。この値は、10年間(H2~H11)で満足できない年が9年間発生しているため、河川環境等の改善を図る必要がある。		(a) . b
適時性	・中村川の洪水に対する現況の安全度は約1/5(5年に一度の洪水被害発生確率がある)となっている。		(a) . b
地元の推進体制等	-		a (b)
効率性	-		-

## (3) 費用対効果分析の要因変化

A ・ (B) ・ C

区分	主な項目	再評価時	再々評価時	増 減
費用項目 (C)	(1)ダム建設費	8,320 百万円	25,472 百万円	17,152 百万円
	(2)維持管理費	668 百万円	1,830 百万円	1,162 百万円
	(3)残存価値	-338 百万円	-893 百万円	555 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	8,650 百万円	26,409 百万円	17,759 百万円
便益項目 (B)	(1)洪水調節	23,148 百万円	25,766 百万円	2,618 百万円
	(2)既得用水の安定化及び河川環境の保全	3,670 百万円	13,071 百万円	9,401 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益	26,818 百万円	38,837 百万円	12,019 百万円
B / C		3.10	1.47	
【費用対効果分析手法】 (分析手法、根拠マニュアル等) 治水経済調査マニュアル(案)(H12-5) 【費用対効果分析における特記事項】 -				

## (4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A) ・ B ・ C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】	a / b
代替案	<p>【代替案の検討状況】</p> <p>中村川における治水対策として、河道改修案、河道改修+ダム案、河道改修+遊水池案の3案について比較検討を行ったが、現計画が最も妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河道改修案 : 道路・鉄道橋の工事及び家屋補償に費用を要し、コスト高となり不経済である。また、家屋補償が約200戸にものぼり、現実的な案ではない。</li> <li>河道改修+ダム案 : 3案の内、最も経済性に優れており、効果的な治水対策である。</li> <li>河道改修+遊水池案 : 掘削残土の処理に膨大な費用を要する。3案の内、最も経済性が劣っている。</li> </ul>	(a) . b

## (5) 評価に当たり特に考慮すべき点

A ・ (B) ・ C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 特に行っていない。	【住民ニーズ・意見】	a (b)
環境影響への配慮	<p>【地域別環境配慮指針への対応】</p> <p>(1)地域区分 <input type="text" value="TN7c"/></p> <p>(2)対応状況 配慮している 配慮していない</p> <p>【特記事項】</p> <p>・当ダムは、環境影響評価法の対象(湛水面積127ha)であり、平成13年度から調査に着手している。</p> <p>・これまでの調査結果からは、クマタカについては現計画ダムサイトの周辺に営巣木を発見し、幼鳥の飛翔も確認している。このため、今後も環境調査を継続し、配慮の必要性及び対応策を検討する。</p> <p>・ダム湖予定周辺区域は良好な自然を有し、これまでの環境調査によると猛禽類等の生息、生育がほぼ確実であることから、工事にあたっては、法面の緑化等自然環境に与える負荷を軽減する対策を講じる予定である。</p>	【開発事業等における環境配慮指針への対応】	(a) . b
地域の立地特性			

## 3 対応方針

総合評価	継続	計画変更	中止	休止 (林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	中村川沿川では、平成2年9月をはじめとして、近年でも度々洪水被害に見舞われている。このため、中村川の治水対策は急務であり、河道改修と組み合わせた中村ダムの建設が最も経済的であることから、中村ダム事業を継続としたい。			
備考	「貯水池周辺の地滑り対策によって費用対効果が大きく変化し、継続も問題となる可能性があるため、地滑り対策に必要な調査を急ぐ必要がある。」との前回再評価時の付帯意見について、現時点では解決には至っていない。			

## 4 公共事業再評価審議委員会意見

委員会意見	対応方針(案)どおり	対応方針(案)を修正すべき		
委員会評価	継続	計画変更	中止	休止 (林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	意見書のとおり			
評価理由				